

第 9 号

熊本県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成25年熊本県条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条 - 第2条の2）

第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造（第3条 - 第11条）

第3章 立体横断施設の構造（第12条 - 第17条）

第4章 乗合自動車停留所の構造（第18条・第19条）

第5章 路面電車停留場等の構造（第20条 - 第22条）

第6章 自動車駐車場の構造（第23条 - 第31条）

第7章 旅客特定車両停留施設の構造（第32条 - 第42条）

第8章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第43条 - 第47条）

附則

第2条第2項第2号中「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を、「自動車駐車場」の次に「若しくは旅客特定車両停留施設」を、「のために必要な幅員」の次に「又は道路構造条例第47条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」を加える。

第1章中第2条の次に次の1条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造

第3条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第3項中「及び」を「若しくは」に改め、「という。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第45条第1項に規定する幅員の数値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第46条第1項に規定する幅員の数値以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第7条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 立体横断施設の構造

第13条第1号中「かご」を「籠」に改め、同条第2号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第3号及び第4号中「かご」を「籠」に改め、同条第5号中「かご」を「籠」に改め、「はめ込まれていること」の次に「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていること」を加え、「かご外からかご内が」を「籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第6号及び第7号中「かご」を「籠」に改め、同条第8号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第9号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、第10号及び第11号中「かご」を「籠」に改め、同条第13号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改める。

第14条中「以下」の次に「この条において」を加える。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 乗合自動車停留所の構造

第5章の章名を次のように改める。

第5章 路面電車停留場等の構造

第6章の章名を次のように改める。

第6章 自動車駐車場の構造

第36条中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条を第47条とする。

第35条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項本文中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設

の路面又は床面」に改め、同条を第46条とする。

第34条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加え、同条を第45条とする。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第33条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に、「点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設し、視覚障害者を誘導するもの（次項において「視覚障害者誘導用ブロック」という。）」を「視覚障害者誘導用ブロック」に改め、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加え、同条を第44条とする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第13条第11号の基準に適合する乗降口に設ける制御装置、前条第6項の規定により設ける設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第41条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第32条に次の4項を加え、同条を第43条とする。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第32条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容

易に視認できる場合は、この限りでない。

- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第7章を第8章とする。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

- 第32条 公共用通路(旅客特定車両停留施設に旅客特定車両(道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第1条第1号から第3号までに掲げる自動車(以下同じ。))が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに、車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合には、当該戸は、次に掲げる構造であること。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。

(3) 車椅子使用者の通過に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

- 2 前項の1以上の通路(以下「移動等円滑化された通路」という。)において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)を設けることをもってこれに代えることができる。

- 3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター(第34条の基準に適合するものに限る。)又は傾斜路(第35条の基準に適合するものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共

用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に掲げる構造であること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造であること。

(出入口)

第33条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合には、当該戸は、次に掲げる構造であること。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。

(3) 車椅子使用者の通過に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(エレベーター)

第34条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 籠の内のり幅は140センチメートル以上とし、その内のり奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書に規定する構造の籠を有するエレベーターにあっては、この限りでない。

2 第13条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内のり幅及び内のり奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第35条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に掲げる構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第14条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第36条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏段の幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第15条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第37条 第17条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第38条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設し、視覚障害者を誘導するものをいう。以下同じ。）その他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第39条 旅客特定車両の通行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第40条 第31条の規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、同条第2項第1号ア中「第26条各号に掲げる構造の通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第26条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第41条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第32条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。
- (2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる構造であること。

ア 幅は、８０センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、当該戸は、次に掲げる構造であること。

（ア） 幅は、８０センチメートル以上とすること。

（イ） 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。

ウ 車椅子使用者の通過に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち１以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）

第４２条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち１以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口を設置する場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成１８年国土交通省令第１１６号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。